○**文部科学省厚生労働省令第一号**

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第七条第一項の規定に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定基準） **第二条**　令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　診療放射線技師等である専任教員のうち四人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師（以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。 六～十三　（略） **別表第一**（第二条関係）	（指定基準） **第二条**　令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　診療放射線技師等である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師（以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。 六～十三　（略） **別表第一**（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	（略）	（略）
専門基礎分野	（略）	（略）
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	十八
	核医学検査技術学	六
	放射線治療技術学	六
	医療画像情報学	七

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	十三 十八
専門分野	診療画像技術学	十七
	核医学検査技術学	六
	放射線治療技術学	六
	医用画像情報学	六